

国選弁護等事件を受任される弁護士の方へ

複数事件の弁護活動のために遠距離移動や出張があった場合の按分申告について（注意喚起）

遠距離接見等加算報酬や日当、旅費について按分が要求される事件において、必要な按分がされないと、契約約款に反した過剰支給となってしまいますから、正しい按分申告が必要です。

1回の移動が別件の国選事件(国選弁護事件、国選付添事件、国選被害者参加事件)の遠距離移動や出張を兼ねているときは、**旅費等請求書の申告欄(下記赤枠内)に必ず記入してください。**

日付	※ 年 月 日	経路等(自動車移動のみの場合は記載不要) (注)要領収書			直線距離	定額算定	
出発地	※ <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 自宅*	交通機関名	経路	金額	km	円	
↓					経路距離	燃料代	
目的地1	目的地1の場所 目的		→		km	円	
↓					基準燃費	遠・加	
目的地2	※ 目的地2の場所 目的 ※ 番		→		円	円	
↓					km/L	円	
目的地3	※ 目的地3の場所 目的 ※ 番		→		円	円	
↓					基準価格	遠・加	
帰着地	※ <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 自宅*	<input type="checkbox"/> 往復路同一の経路を利用 <input type="checkbox"/> 月 日の経路に同じ			円/L	円	
		有料道路料金	<input type="checkbox"/> ETC私 <input type="checkbox"/> 現金私 (金額は領収書のとおり)		円	円	
					遠・出	旅費	
					按分	円	
按分	他の国選事件(国選事件の種類別) <input type="checkbox"/> 弁護・付添 <input type="checkbox"/> 被害者参加	<input type="checkbox"/> 平成 年()第 号 目的(番) 当事者名() 目的地 (□目的地1 □目的地2 □目的地3)				円	円
		<input type="checkbox"/> 平成 年()第 号 目的(番) 当事者名() 目的地 (□目的地1 □目的地2 □目的地3)				特索有料 道路料金	円

他の国選事件との按分申告を漏らすと・・・



過大請求となり、契約上の措置の対象となることがあります。

訴訟費用負担事件では、被告人から過剰な費用を徴収してしまうこととなります。

報告書提出の前に、もう一度他の国選事件の按分申告漏れがないかご確認ください。